

佐賀県告示第 165 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 31 年 3 月 27 日から平成 31 年 4 月 26 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 天山公園線	小城市小城町畑田字宮ノ尾 5823 番 1 地先 から 小城市小城町晴気字野原 4111 番地先まで	平成 31 . 3 . 27
	小城市小城町晴気字野原 4113 番地先から 小城市小城町畑田字峠ノ下 5942 番 14 地 先まで	〃
	小城市小城町晴気字下原 3033 番 4 地先か ら 小城市小城町晴気字自音坊 2419 番 15 地 先まで	〃
	小城市小城町晴気字一本松四角 2092 番 1 地先から 小城市小城町晴気字黒原一角 934 番地先 まで	〃